

## 市第31号議案

### 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

横浜市長 山中竹春

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「いう。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児

休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

第 2 条の 3 第 3 号中イをウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされ

た日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 3 第 3 号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 4 各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第 7 号に掲げる事情に該当するときにあつては第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第 2 条の 4 中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当す

る場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 4 に次の 1 号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 5 を削る。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「第 2 条の 4」を「前条」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第 3 条第 8 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 7 条の 3 第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の横浜市職員の育児休業等に関する条例第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 7 条の 3（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

非常勤職員の育児休業の要件を緩和する等のため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合には当該子が 2 歳に達する日、2 歳）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ）省略）

- イ 次のいずれかに該当する非常勤職員  
第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日 (以下「1 歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。) において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業 をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに 伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期 の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日と する育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を している非常勤職員であって、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に 引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育 児休業をしようとするもの

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員  
1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育するため、非常  
が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子につい  
勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が  
てこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であ  
前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員  
って第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及  
の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該  
びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情が  
当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の  
ある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子  
1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当  
の 1 歳 6 箇月到達日  
該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期  
間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の  
翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場  
合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育  
児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、  
又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあ  
つては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日  
）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子  
の 1 歳 6 箇月到達日  
ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が  
前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職  
員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合  
に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当  
該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされ  
た日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育  
児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれ  
かの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこ



れに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日（以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （本文省略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第 7 号に掲げる期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、

合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合において当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続きは同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

採用されるもの(採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (本文省略)

(1)

(3) (本文省略)

(2)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 2 条の 5 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児

休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための  
計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合  
に限る。 ) 。

(5) (本文省略)

(6)

(6) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は 前条  
(7) 第 2 条の

4 の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育  
児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任  
期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用  
されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新  
前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初  
日とする育児休業をしようとする。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし  
ている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任  
期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用  
されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採  
用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう  
と

すること。  
(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基  
準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める  
期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しな  
い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 7 条の 3 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別

の事情は、次に掲げる事情とする。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務  
育児休業等計画  
計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(第 7 号省略)